

～ 経営者(事業主)の皆様へ ～

労使間のトラブルで対応に困っていることはありませんか？

(労働組合とのトラブル)

- 団体交渉が紛糾して、協議が進まない。
- 従業員が企業外の合同労組(※)に加入し、突然、団体交渉の要求書が届いた。
- 労働組合が、会社を批判するビラの配布やSNSへの書込みを行っている。

例えば

(従業員個人とのトラブル)

- 会社が把握していない多額の残業代を請求された。
- パワハラ(セクハラ)を理由に慰謝料を請求された。

こんなときは

労働委員会にご相談ください！

(※) 合同労組とは：企業のわくを超えて組織され、個人でも加入できる労働組合



労働者支援事務所にご相談ください！

労働委員会とは

労働委員会は、労使間のトラブルの円満で迅速な解決に向けて、あっせんや不当労働行為事件(※)の審査等を行っている公正・中立な行政機関です。

公正・中立！
(公・労・使 三者構成)

手続きが簡単！

無料！

秘密厳守！

三者構成



公益委員

公益を代表する委員
(大学教授
弁護士等)



労働者委員

労働者を代表する委員
(組合役員等)



使用者委員

使用者を代表する委員

(経営者団体役員
会社役員
人事労務担当の
管理職)

福岡県では、それぞれ7名、計21名が任命されています。

労働問題に詳しい公・労・使の委員が、それぞれの立場で、トラブルの円満な解決をお手伝いします。

(※) 不当労働行為とは

使用者の次のような行為は、不当労働行為となり、労働組合法により禁止されています。

- ・ 組合活動を理由に不利益な取扱いをすること。
- ・ 組合からの団体交渉の申入れを拒否すること。
- ・ 組合からの脱退を迫ること。



ホームページにて福岡県労働委員会PR動画
「オー労働委員会」を公開中！

福岡県労働委員会の
ホームページはコチラ▶



